

「北小島灯台事件」と釣魚島（尖閣諸島）「棚上げ合意」再確認の経緯

— 日本側の歴史資料を中心に —

倪 志 敏

目次

はじめに

一、「北小島灯台事件」とその背景

- 1、東アジア海域、新秩序へと移行
- 2、「北小島灯台事件」の発生

二、「灯台事件」と釣魚島領有権問題の再燃

- 1、中華圏からの強い反発
- 2、米国による中立の立場の確認
- 3、日本政府、事態収拾に乗り出す

三、中日両国政府による「棚上げ合意」の再確認

- 1、銭其琛・池田行彦会談
- 2、江沢民・橋本龍太郎会談
- 3、日本政府、中日間の約束を実行
- 4、「中日新漁業協定」の調印

結びに代えて

はじめに

中日両国とも領有権を主張し、東中国海に浮かぶ釣魚島（日本名、東シナ海、尖閣諸島）は、釣魚島（魚釣島）、北小島（北小島）、南小島（南小島）、黄尾嶼（久場島）、赤尾嶼（大正島）という5つの小島と3つの岩礁からなる島嶼群である。そのうち一番大きい釣魚島は、中国大陸から約180海里、台湾から約90海里、沖縄本島から約225海里の距離にある。強いて言えば、釣魚島問題は近代以降の複雑に入り組んだ歴史のプロセスで生じた問題であり、中日関係の深層に横たわる歴史

問題の一つでもある¹⁾。しかし、1972年の中日国交正常化交渉の際、両国の指導者は、「小異を残して、大同につく」という中日講和の精神に基づいて、大所高所に立って釣魚島領有権問題を棚上げにする道を選び、問題の解決を次世代の知恵に委ねることで合意した。そして、1978年の中日平和友好条約交渉の際、両国は、国交正常化交渉の際に成立した「棚上げ合意」を確認し、後の1980年代における中日緊密化の道へと導いた²⁾。

しかし、1996年7月、日本の右翼団体の「日本青年社」が、北小島に灯台を設置した。この事件により、釣魚島問題は再燃した。この挑発的な行動に端を発し、中国本土、台湾、香港等の中華圏からの強い反発を招いた。これに加えて、4月の日米安保の再定義、7月の橋本龍太郎首相の靖国神社参拝問題とも絡んで、中華圏の日本に対する批判は集中豪雨のように続いた。とりわけ、「灯台事件」は中日両国のみならず、米国まで巻き込んで国際的紛争に発展した。

本稿は、「釣魚島問題と中日関係に関する研究」の一環として、まず「灯台設置事件」の歴史的背景を辿る。次にかつての当事国である中日関係の深層に横たわる米国ファクターが、この問題に如何なる立場を取ってきたのかを考察する。最後に中日両国政府は、この問題を如何に対応し、そして如何にしてこの問題を解決したのかを検証する。

一、「北小島灯台事件」とその背景

1、東アジア海域、新秩序へと移行

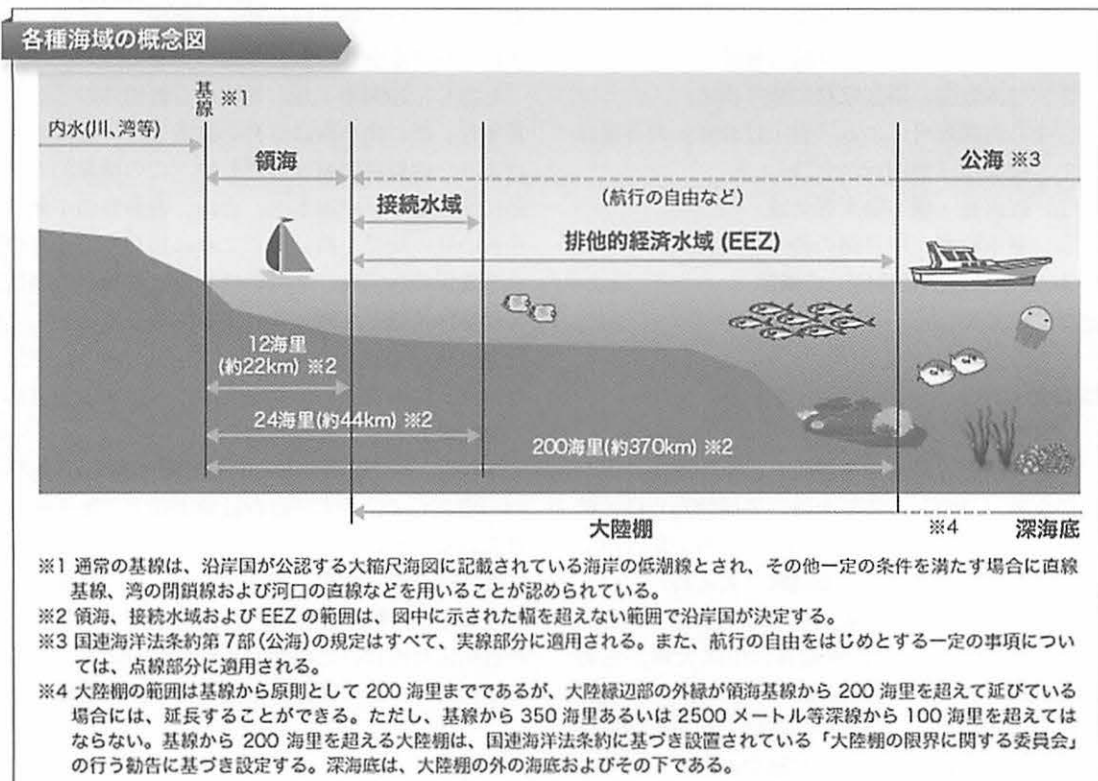
1994年11月16日、海洋に関する法的秩序を包括的に定めた「国連海洋法条約」が発効した。「海の憲法」と呼ばれる同条約は、国連の主導の下で、1967年に検討を始め、1982年4月30日に採択された。同条約は、全17部320条の本文及び9の附属書並びに第11部（深海底）の実施協定で構成され、領海、排他的経済水域、大陸棚、深海底の資源等を網羅している（図1を参照）。同条約は、これまでジュネーブ海洋法4条約に規定されていたものに加え、1、沿岸国は、距岸から200海里までの範囲の排他的経済水域（以下、EEZと記す）を設定できること、2、沿岸国は、天然資源に関する主権の権利を持つことが新たに規定された³⁾。

同条約の発効に伴い、1996年2月20日、日本政府は閣議で、「国連海洋法条約」の批准・締結、

EEZの設定を閣議了承した⁴⁾。3月26日の閣議では、「国連海洋法条約」批准案とEEZ設定等を盛り込んだ関連8法案を決定した⁵⁾。5月28日と6月7日、日本の衆参両院は、「国連海洋法条約」承認案と関連8法案をそれぞれ承認した⁶⁾。日本政府は6月18日に批准手続きを終え、6月20日に国連事務総長宛に同条約の批准書を寄託した。そして、7月20日に同条約は発効した。日本のEEZと大陸棚の範囲を定めた「排他的経済水域及び大陸棚法」も同時に発効したので、「日本は一夜にして、周囲の海を囲い込む⁷⁾」ことになった。

他方、5月11日、中国政府は、「国連海洋法条約」の審議・批准を求めるため、開会中の第8期全国人民代表大会（全人大、日本の国会に相当）常務委員会第19回会議に議案として提出した。5月15日、全人大常務委員会は、「国連海洋法条約」案を可決、正式批准し、日本、韓国と足並みを揃えることになった。この決定について、同日に発

図1、各種海域の概念図



出典：外務省 HP: (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol61/index.html#mm05>)。

せられた全人大の声明の中で、「『国連海洋法条約』の規定により、中国は200海里の排他的経済水域と大陸棚の主権的権利並びに管轄権を有する（第1項）」と宣言した上で、「海岸が向かい合った国、または隣り合った国との間では、国際法と公平の原則に照らし、協議を通じて各自の海洋管轄権の限界を定める（第2項）」と表明した⁸⁾（1998年6月29日、中国は「中国排他的経済水域及び大陸棚法」を施行した）。

かくして、中日両国が同時に「国連海洋法条約」を批准したため、東アジア海域は新秩序へと移行した。EEZに関する規定により、中日両国はそれぞれ200海里を主張した。しかし、中日間の距離は400海里に満たず、東中国海の幅は360海里しかない。両国が主張するEEZは重なる部分があるため、領土問題を有利に展開するために線引きしようとするれば、中日で様々な軋轢が予想される。

2、「北小島灯台事件」の発生

EEZに絡んで、中日間に微妙な空気が漂う中で、7月14日、「日本青年社」のメンバー7人が釣魚島の北小島に上陸し、翌15日に簡易灯台を設置した⁹⁾。25日、「日本青年社」は、「灯台認可申請書」を石垣海上保安本部に提出した。話は少々遡るが、1978年8月11日、「日本青年社」は決死隊を結成し、同諸島最大の釣魚島に上陸し灯台を設置した。翌12日、即ち、「中日平和友好条約」締結されたその日に点灯した。その後の1989年6月8日には灯台を改築し、日本政府に海図への記載を求めた。翌90年8月30日、「日本青年社」は、「灯台認可申請書」を改めて石垣島海上保安本部へ提出し、受理された¹⁰⁾。9月末に日本のメディアは、「海上保安庁が航路標識として認可する方針を固めた」と報じた。これを受けて10月27日、斉懐遠外交部副部長は、橋本恕大使を緊急に招いて会見し、日本政府の行動は「棚上げ合意」という中日間の了解事項に違反したため、「一方的な行動を直ちに停止するよう強く求める」と申し入れた¹¹⁾。12月27日、日本政府は「灯台の認可を保留する」と決定した。

こうした「日本青年社」の行動の背後には、自

民党内の青嵐会による煽動と支持があった。行動に深くコミットした石原慎太郎は、「青嵐会の仲間に計って資金を集め、頭山満翁の孫に当たる頭山立国氏や大平光陽氏にもちかけて関西の大学の冒険部や山岳部の学生を募り、尖閣の魚釣島に上陸させ、バッテリーで灯を点す粗末な灯台をまず作らせた。計画が事前に漏れてしまい、官憲からの締めつけで島に渡る船が調達できず、強引に漁船を一隻雇って島に渡った」¹²⁾と回想した。「日本青年社」がその後を受け継ぎ、自民党内の台湾ロビーの重鎮である大野伴陸の長男大野明の斡旋により、麻布自動車は「日本青年社」に8本（2千400万円）の灯台の基礎になる鉄骨を提供した¹³⁾。

話は戻るが、なぜこの時期に北小島に灯台を設置したのか。「日本青年社」の衛藤豊久会長は、「実は私はどうしても国連海洋法条約が発効する前に第2灯台を建設しなければならないとの思いに駆られていた。それは同条約の発効により周辺200海里水域で沿岸国の主権的な漁業操業、外国漁船への取り締まり権限を認める排他的経済水域が認定されるほか、海底の天然資源の開発等の権利も認められるからだ」¹⁴⁾とその意図を吐露した。

ところが、その後の8月初めに同地方に襲った台風により、灯台は大きく傾いた。その後の9月9日に「日本青年社」のメンバー5人が、再び北小島に上陸し、強度を高めた新灯台を設置した。台湾テレビは同日、航空機から現場付近を撮影し、塔台を建て直していると見られる男性数人の映像を放映した¹⁵⁾。翌10日、「日本青年社」は「灯台認可申請書」を再度石垣海上保安本部に提出し、受理された。灯台事件に続き、8月18日、那覇市の政治団体のメンバーは、釣魚島に上陸し、「日本青年社」が建てた灯台近くに木製の横3メートル、縦2メートルの日の丸を設置した¹⁶⁾。

二、「灯台事件」と釣魚島領有権問題の再燃

1、中華圏からの強い反発

灯台事件を発火点として、釣魚島問題は再燃した。7月18日、中国外交部の報道官は、灯台事件について、「中国の領土、主権を著しく侵害した」と反発し、日本政府に対し「直ちに有効な手段を

取るよう」を申し入れた¹⁷⁾。台湾当局は、7月17日に対日機関である「亜東関係協会」の莊銘耀駐日代表が、日本側の窓口「交流協会」に抗議を申し入れ、翌18日に抗議声明を発した¹⁸⁾。

灯台事件に加えて、7月29日、橋本首相は現職の内閣総理大臣として11年ぶりに靖国神社を参拝し、歴史認識問題の根幹に触れた。31日付の中国共産党機関紙『人民日報』は、「日本の政治家要人は補習が必要だ」と題する論評で、橋本首相の靖国神社参拝を強く非難した。ここに来て、元々切り離せない歴史問題と領土問題が複雑に絡み合い、中日関係に暗雲が垂れ込めた。

8月30日、『人民日報』は「日本は愚かなまねをやめよ」と題する論評を掲載し、灯台事件と靖国神社参拝等を強く批判した上で、「この百年余り中国人民は暴力を恐れず、前の者が倒れても後の者が続き、何千何百万の人々の鮮血と命で国家の独立と主権を勝ち取った。いま12億の中国人民が領土を例え僅かでも放棄すると望むならば、それは愚かな妄想である」と論を展開した。翌31日、人民解放軍機関紙『解放軍報』は一面に、「千金を失っても、一片の土地は失うな」と題する論評で、断固として釣魚島を守るという決意を示し、「一片の土地、一杯の水も、他人が手を出すことは認められない」との警告を日本に向けた。

9月3日、李鵬総理は竹下登元首相との会談で、靖国神社参拝問題に関し、「中国人民だけではなく、アジアの人民にとっても敏感な問題だ」と指摘した。釣魚島問題に関しては、「中国固有の領土であるのは議論の余地はない」との基本的な立場を表明した上で、今後の協議により解決すべきだとの考えを示した¹⁹⁾。

他方、日本の右翼勢力による挑発的な行動は、中華民族のナショナリズムを著しく刺激した。華人社会には、釣魚島は甲午戦争（日清戦争）から中国への全面侵略戦争に至るまでの歴史の遺物であり、まさに日本の中国侵略の象徴である。9月1日、童増「中国対日賠償請求協会」会長は、江沢民国家主席（中央軍事委主席）当てに「軍艦を釣魚島に派遣し、日本の右翼団体が同島に建てた灯台を撤去するよう」求める陳情書を送った²⁰⁾。6日、「全球華人保釣大連盟」が香港で結成され

た。同日、香港の民主人権派政党、民主党の代表は、中国の駐香港代表部である新華社香港支社を訪問し、強硬方針を取るよう求めた喬石全人代常務委員長当ての公開書簡を手渡した。新華社は今回、初めて中国の民主活動家支援運動の急先鋒である司徒華議員ら同党代表を招き入れ面会に応じた²¹⁾。8日、童増ほか17名は北京で、「中国民間保釣聯合会」を設立した²²⁾。

ところが、日本政府が事実上、「日本青年社」の行動を黙認したため、9月9日に灯台が再建された。これにより事態は一変し、中華圏からの抗議活動は一層拍車をかけることになった。翌10日、中国外交部の報道官は、「右翼が再び中国領土の釣魚島に上陸したことに憤慨の意を表明する」と正式な抗議へと発展した²³⁾。同日、王毅アジア司長は阿南惟茂臨時代理大使を呼び、「日本政府は、右翼に対し放任、ひいては懲慚の態度を取り、彼らの行為を一層助長した」²⁴⁾と強く抗議した。中国政府は同日、10月に予定されている李嵐清副総理の日本訪問を延期すると発表した。翌11日、徐敦信駐日大使は林貞行事務次官と会い、「中国の領土に対する主権を著しく侵し、中国国民の強い憤慨を招いた」²⁵⁾と激しく抗議した。12日、中国外交部の報道官は定例記者会見で、「釣魚島問題の行方は日本政府が右翼にどのような措置を取るかによる」と語り、日本政府が具体的措置を取ろうと改めて求めた²⁶⁾。しかし、中国政府からの抗議と要請に対し、梶山静六官房長官は13日の記者会見で、「問題が先鋭化しないことを祈るのみだ」とした上で、「建設への賛否を言う立場にない。見守っている段階だ」と述べ、静観する姿勢を示した²⁷⁾。

沈黙を続け嵐が過ぎるのを待つ日本政府の姿勢が、中国民衆の苛立ちを更にかき立てた。このような状況の下で、9月15日に香港では1万人が参加する抗議デモが行なわれた。9月18日、『人民日報』は中日15年戦争の発火点となった「柳条湖事件」（満州事変）65周年に当たる日に1面に、「日本は重大な選択に直面している」と題する評論員論文を掲載した。論文は日本の右翼勢力の拡大に懸念を示した上で、「柳条湖事件」65周年に当たり、日本の執政者に「歴史にどう対処し、現

実をどう正視し、未来にどう進むか熟考すべきだ。日本の政治は今、（進むべき道が分かれた）十字路口にある」と橋本首相の靖国神社参拝を非難すると共に、「すべての責任を負う日本政府は右翼勢力の姑息な行動を許さず、再び中国を煩わせたり、中国に恥じることはするな」と灯台設置等を取り締まるよう強く求めた。翌19日、李鵬総理は北京訪問中の日中経済協会訪中代表団との会談を拒否し、橋本首相の靖国神社参拝、灯台事件に対する不満の表れと見られる²⁸⁾。

9月26日、日本への抗議の意思を示し、灯台を撤去するため、「全球華人保釣大連盟」のメンバーと同行記者団ら70人余りは、チャーター貨物船「保釣号」を乗り、釣魚島海域に入った。日本の巡視艦に阻止された後、命綱をつけた香港の活動家5人が海に飛び込み上陸を試みたが、そのうちリーダーの陳毓祥が溺死するという痛い事件が起きた²⁹⁾。これを受け翌27日、中国人民解放軍の上海駐留ミサイル部隊は、敵機が侵入してきたとの想定でミサイル発射訓練を行い、日本を牽制する狙いがあると見られる。28日、唐家璇外交部副部長は佐藤嘉恭大使を呼んで、陳氏の死亡について抗議すると共に、釣魚島問題についての交渉実施を要求した³⁰⁾。陳氏の棺は27日、香港の啓徳空港で「愛国志士」として中国国旗の五星紅旗に包まれ、29日に追悼集会在香港で開かれた。親大陸派から民主派、親台湾派まで政治党派を超え、領土防衛運動6団体の支持者約2万人がキャンドルを手に参加した。新華社香港支社の代表も集会に出席し、右翼団体の灯台建設を許した日本政府に強く抗議した³¹⁾。

9月30日の夜、李鵬総理は建国47周年祝賀晩餐会における演説で、日本を名指して批判し、「最近、日本国内のごく少数の右翼勢力と軍国主義者が起こした一連の揉め事は、中日関係を妨害し破壊した。中国人民の感情を傷つけるいかなることも良い結果をもたらさない」と強い口調で警告した³²⁾。その後の10月7日、陳氏の遺志を継ぎ、台湾、香港、マカオの議員、活動家ら約300人が、漁船等約50に分乗して釣魚島付近海域に集結し、41隻が12海里に入った。そのうち、4人が釣魚島への上陸を敢行し、国旗を掲揚した³³⁾。翌8日、

中国外交部の報道官は、「日本政府が責任ある措置を取らないことが、香港、台湾を含む中国人民の怒りに結びついた」と改めて非難し、抗議活動の発端は灯台設置を許した「日本政府の無責任さにある」との考えを示した³⁴⁾。同日、新華社香港分社に、日本の右翼団体を名乗る者からの「中国人も台湾人も香港人も殺す」等と中国語で書かれた脅迫状が届いていたことが判明した³⁵⁾。これを受け、翌9日に香港の団体のメンバー約20人が、「軍国主義反対」等をスローガンに、約30分間香港の日本総領事館のホールを占拠した³⁶⁾。

10月18日、『人民日報』の第8面には、鍾嶽署名の「釣魚島の主権帰属を論ずる」と題する論文が掲載された。論文は、釣魚島が中国に所属することに関して、歴史的由来、法的根拠、国際文献及び中国政府の立場を全面的に論じた上で、「歴史が残した中日間の懸案に対し、良識ある両国の人々がお互いに考え、歴史と法律を尊重し、誠意と知恵を持ち寄って、中日関係を悪化させる不安定要素とならないよう、この問題を平和的かつ創造的に解決すべきだ」と締め括った。

中華圏の対日姿勢が厳しさを増す中で、9月15日付の『朝日新聞』は、「日中の悪化に手をこまぬくな」と題する社説で、「尖閣諸島は日中平和友好条約締結時に、問題を継続協議とすることが合意され、紛争を避ける努力も双方でなされてきた」と振り返った上で、橋本首相がなすべきことは、「1つは、右翼団体の行動が対中関係を損なうという認識を目に見える形で示すことだ。第2は、首相在任中は靖国神社への参拝を見合わせる事だ」と要望した。9月19日付の『日本経済新聞』は、「尖閣諸島での不測の事態を避けよ」と題する社説で、「双方が棚上げを前提にすることで暗黙の了解をしていたはずである。これからも話し合いがまとまらなければ、問題を事実上棚上げにするしかない。灯台の許可申請を認めたりすれば、日中関係は取り返しのできない事態に陥ってしまう」と警鐘を鳴らした。

9月22日付の『毎日新聞』は、「尖閣諸島 領土問題をこじらせるな」と題する社説で、「日中関係をこれ以上こじらせないために、灯台の正式認可を見送る等の配慮が必要だ」と指摘した上で、

その解決策は、「鄧氏が18年前に提案したように領有権論争を棚上げすることだ。当時、日本側が異議を唱えなかった」と力説した。9月26日付の『読売新聞』は、「『尖閣』は筋曲げず冷静な対応を」と題する社説で、「政府はこれ以上事態が悪化しないよう最大限の努力をすべきだ。(中略)領土問題でいたずらに角突き合わせて日中、日台関係全体が悪化する事態になることはお互いにとって不利益だ」と説いた。

2、米国による中立の立場の確認

釣魚島をめぐる情勢が緊迫する中で、かつての当事国である米国は、沖縄返還の際に貫いてきた釣魚島領有権に関する中立の立場を再確認した。9月10日、米國務省のバーンズ報道官は、「米国は交渉を通じた平和的な解決を期待する」と述べた上で、「米政府が論争の当事国の一方だけを支持することはない」との中立の立場を強調した³⁷⁾。9月16日付の『ニューヨーク・タイムズ』は、モンデール駐日大使のインタビューを掲載した。同大使は、「これら諸島の帰属につき米国は特定の立場を取らない」と指摘した上で、「島をめぐる争議に、米軍が条約により介入を強いられるものではない」と明言した。

9月23日、デービス米國務省副報道官は、「自制するよう促しており、平和的に解決するよう求めている」と明かし、「これらの島々がどこに領有するか等、米国がこれ以上尖閣諸島に言及することはない」と中の立場を改めて表明した。また、記者団が軍事的衝突の危険性を質したのに対し、同副報道官は「何が起きるかについて予見を持つことはしない。互いに刺激するような行為は取らず、緊張関係が生じないように求めている」と指摘するに留まった³⁸⁾。9月25日、クリストファー米國務長官は記者会見で、「米国はこの問題で特別な立場を取っていない。関係国の話し合いで解決することを望む」³⁹⁾と米国の中立の立場を重ねて表明した。

9月30日、米議会調査局(CRS)は、「尖閣諸島(釣魚島)紛争・米国の法的関係と責務」と題する報告書を作成した。釣魚島に対する日本の領有権は認めず、立法・行政・司法権を意味する施

政権だけを認めたという既存の方針を再確認した。この報告書は、1974年に出された報告書を改訂したものである。報告書は、まず、「東中国海の釣魚島をめぐる中国、日本、台湾の間の新たな緊迫は、長年の領有権主張の争いに根差す。米国はこの三当事者のすべてと重要な関係を保っている」と指摘した。第2に、「米国は1951年のサンフランシスコ講和条約により、1953年から沖縄諸島等、北緯29度以南の南西諸島を信託統治することになる。講和条約には、釣魚島に対する直接の言及はない。米国は1953年に米軍政令で釣魚島を南西諸島に含めた」とその経緯を振り返った上で、「米国はその後、1971年に日本と締結した沖縄返還協定によって、沖縄と釣魚島に対する施政権を1972年に日本に返還した。沖縄返還協定の締結当時、米國務省は、『沖縄返還協定が釣魚島領有権に影響を与えるか』という議会の質問に対し、『米国は日本に施政権を返還するが、日本と中国、台湾の領有権問題に対して中立的な立場を取る』と強調した。更にロジャース國務長官は、『返還協定は釣魚島の法的地位に全く影響を及ぼさない』と答弁した。ロバート・スター米國務省法律顧問は、1971年10月20日に議会に送った書簡の中で、『日本、中国、台湾の三方は釣魚島の主権を巡って争っている。米国はこれら諸島の施政権の日本への返還が、領有権の既存の各主張に些かも影響を与えないと信じている。米国は、日本の保有する法的権利を、日本が同諸島の統治の権利を米国に引き渡す前より強化することはできない。同諸島の返還により他の国の領有権主張を弱めることもできない。米国は釣魚島への主権について主張せず、衝突する権利主張が当事者同士で解決されるよう希望する』と明確に回答した」と米国の中立の立場を詳しく説明した。第3に、「その後の米国の歴代政権は、釣魚島の領有権に関して中立の立場を取ることを繰り返して表明した。國務省や在日米国大使館は現在の緊迫の中でも、この中立的な立場を何度も繰り返してきた」と強調した⁴⁰⁾。

10月17日、バーンズ米國務省報道官は記者会見で、「我々は、主権に関し(特定の当事者にくみする)立場は取らない」と語り、中国、日本、台

湾の3当事者による話し合い解決を求める方針を改めて確認した。報道官は「安保条約と領有権紛争を連関させることは控えたい」と述べた⁴¹⁾。

3、日本政府、事態収拾に乗り出す

灯台事件等により、中日関係が激しく揺れる中で、これまで静観してきた日本政府は、中日関係の更なる悪化を懸念し、ついに事態の収拾に乗り出した。9月21日、池田行彦外相は、「政府間で話し合いたい」と中日外相会談等を契機に事態の鎮静を図る方針を示した⁴²⁾。24日、中日外相会談が国連本部内で行われた。会談の前、「日本政府は、複数の非公式ルートを通じ、橋本首相の靖国神社参拝を見送ること、灯台を認可しない方針等」を中国側に伝え、関係の軌道修正を図ろうとした⁴³⁾。

この会談の席上で、銭其琛外交部長は「釣魚島は中国の領土だ」と強調した上で、「不法な施設を建設したのに対し日本政府は制止もしなかった」と日本政府の対応を追及し、「効果的措置を講じて再発を防ぎ、有害な状況を除去すべきだ」と要求した。これに対し、池田外相は「尖閣諸島は日本の固有の領土だ」としながらも、「灯台を設置した民間団体の活動には政府は一切関与していない支援もしていない。灯台の許可申請には慎重に対応する。日中関係に悪影響を及ぼすのは絶対避けたい。そのためにはできる限りの努力をする」と釈明し、灯台の認可申請を認めない考えを表明した。

靖国参拝問題について、銭外交部長は「歴史認識の問題で両国関係の基盤が損なわれることがないようにしてほしい」と釘を刺した。これに対し、池田外相は「橋本内閣は、昨年8月の村山内閣の首相談話を踏襲している」と釈明した⁴⁴⁾。この会談で日本側が事実上、「首相の靖国参拝中止」と「灯台の不認可」の意向を中国側に伝えたため、両国は一定の意思疎通が図られた。双方とも両国関係をこれ以上こじらせるべきではないとの認識では一致した。翌25日付の『産経新聞』は「視点」で、「事態を深刻化させないという対中配慮が滲み出ている」とした上で、「鄧小平が主張した『一時棚上げ』を追認した格好だ」と論評し

た⁴⁵⁾。

しかし、既述したように、外相会談の直後の26日、香港活動家陳氏が死亡する事件が起きた。それに加えて9月30日、自民党が公表した衆院選に向けた公約の中で、初めて「尖閣諸島はわが国固有の領土だ」という主張を盛り込んだ⁴⁶⁾。これらに刺激され、10月7日に台湾、香港等の運動家らは釣魚島海域に集結し、上陸を敢行した。中華圏からの強い反発は、日本政府にとっても予想を超える展開となり、事態がどこまで広がるのか測りかねる状況が続いていた。その中で、危機感を強めた日本政府は事態打開の着地点を探り、沈静化に躍起した。橋本首相は9月26日夕、陳氏の死亡を受け、記者団に「外交上の影響がないとは思えない」⁴⁷⁾と懸念を示した。翌27日、「橋本首相は靖国神社への参拝を取りやめることを決め、既に中国政府に伝達した」ことを明らかにした⁴⁸⁾。10月1日、橋本首相は自民党が衆院選公約で、「尖閣諸島に関する主張」を明記したことについて、「政府の方針とはおのずから違いがある。外交として、そういう極端な方法は取ろうとしていない」⁴⁹⁾との政府の立場を強調し、中国に配慮する姿勢を示した。

10月3日、兵庫県警は「日本青年社」の本部事務所等の4ヵ所を捜査し、同社相談役長谷川正男を銃刀法違反容疑で逮捕した⁵⁰⁾。同日、日本政府は「灯台の認可を保留する」と正式に決めた。処分保留の理由は、「『現情勢下で許可すれば、国際関係に重大な影響を与え、（在外）邦人に危害が及ぶことも予想される』と外交問題を含めた総合的な判断の結果である」と強調した⁵¹⁾。7日、橋本首相は台湾等の活動家が上陸したことについて、「日中関係や台湾との関係全体を破壊しないよう、全力を挙げて冷静に対応する」と表明し、抗議といった形は取らない方針を決めた⁵²⁾。

10月11日、『日本経済新聞』は、国交正常化に尽力した二階堂進元官房長官の「尖閣諸島の領有権をめぐる中国との対立が再び起きているが、この問題がこじれて不測の事態が起きると一番困るのは日本だ。あくまでも話し合いで解決してほしい」とのインタビューを掲載した⁵³⁾。12日、梶山官房長官は講演で、中国側と意志疎通を図る

ために竹下元首相や後藤田正晴元副総理を特使として中国に派遣する考えを明らかにした。梶山は「血を流す訳にはいかないし、日本の領土を放棄する訳にはいかない。屈辱外交と言われるかもしれないが、なんとか中庸を探らなければならない」と平和的解決の方策を探る考えを強調した⁵⁴⁾。

他方、日本政府の姿勢に対し、10月12日、銭外交部長は日本報道界訪中団の質問に書面で、釣魚島問題について、「歴史的にも国際法的に見ても、古来の中国固有の領土だ」と強調した上で、正常化交渉と平和友好条約締結の際、「両国は問題を将来解決することで一致したのは客観的な事実だ。こうした前提の下で、領有権論争棚上げ、付近の資源の共同開発」を呼びかけると共に、「この問題の微妙さ、深刻さを十分わきまえて、日本側が釣魚島問題で新たな問題を引き起こさないよう希望する」と回答した⁵⁵⁾。その後、中国は唐外交部副部長を日本に派遣し、10月29日に外務次官級協議が開かれた。この協議で、日本側は「問題をこれ以上こじれさせたくないという思いが強い。中国の棚上げに近い形で問題の波及を極力抑えるしか手がない」という現状から、結局、双方は釣魚島領有権を主張しつつも、事実上、問題を「凍結」させ、事態の収束を図った⁵⁶⁾。翌30日、橋本首相は唐副部長と会談の席上で、唐副部長からの「灯台の撤去と同種事件の再発防止」との要請に対し、「引き続き努力する」と応じた⁵⁷⁾。

続いて11月8日、橋本首相は第2次橋本内閣が発足後の初記者会見で、中日関係について、「日米関係と並んで最も大事な外交関係」⁵⁸⁾との姿勢を打ち出した。池田外相は『朝日新聞』のインタビューで、「尖閣問題では、できる限りのことをやってきた。民間の団体が建てた『灯台』と称する建物に、(政府が)関与していないことは当然だし、(航路標識法に基づく)申請があっても認めない」とはっきり表明した⁵⁹⁾。他方、11月16日、江沢民国家主席は二階堂元官房長官との会談で、中日関係を重視する橋本首相の姿勢に対し、「表明した願いと希望を嬉しく受け止めている」と評価した上で、釣魚島問題について、「中国は争いを棚上げして共同開発することを主張している。指導者は高みに登って遠くを眺めることが大切

だ」と表明した。翌97年9月17日、二階堂は、朝日新聞社が主催する国交正常化25周年記念特別講演会で、「台湾問題にしても尖閣諸島の問題にしても、国交正常化当時の基本がだんだん忘れられているのではないか」と懸念を示し、「私は昨年訪中して江沢民・国家主席と会った際、25年前、田中角栄首相が周恩来首相に、尖閣周辺で石油の共同開発をしませんか、と持ちかけた話を紹介した。江主席は『それも一つの考え方ですね』と話していた」という秘話を披露した⁶⁰⁾。

三、中日両国政府による「棚上げ合意」の再確認

1、銭其琛・池田行彦会談

こうした流れの中で、11月23日にマニラで中日外相会談が開催された。この会談で、釣魚島問題に関して、池田外相は「中国とは異なる立場をとっているが、このことにより日中関係の良好な発展が阻害されるべきではなく、その認識は日中間で一致していると考える」と述べた。その上で、灯台問題について「日本政府としてこれを応援したり支持するものではなく、このような事態の再発により日中関係が影響を受けることは望ましくなく、そうした観点から今後とも努力したい」と表明した。これに対し、銭外交部長は「この問題は両国関係の大局に立って見れば個別の問題であるが、中国本土の範囲を超えて、台湾や香港の民衆の間にも強い気持ちがある」と指摘した上で、「この問題で両国関係の発展が妨害されることは望まず、日本側も正しく対応するよう求めたい」と応じた。これを受け池田外相は「冷静な対処は必要であり、立場の違いが両国関係に影響しないようにするためには日中双方の努力が必要である」と返答した⁶¹⁾。この会談で、池田外相は灯台建設事件の再発防止への努力をはっきり表明したため、両国は今後も「冷静に対応する」ことで一致した。釣魚島問題の「実質棚上げ」の感触を得た中国側は、首脳会談の開催を最終決定した⁶²⁾。

2、江沢民・橋本龍太郎会談

11月24日、江沢民・橋本会談が行われた。橋本

首相は「できうる限り、中国に対する関係を取り戻したい」という決意で首脳会談に臨み、中日関係の重要性、歴史認識、釣魚島問題、日米安保、台湾問題等について真摯な説明を行い、江主席の理解を求めた⁶³⁾。この会談で、釣魚島問題について、橋本首相は「中国が我が国と異なる立場を有していることは承知している。本件について日中双方の立場は相違はあるが、かかる立場の相違により、アジア太平洋地域ひいては世界全体にとり極めて重要な日中関係全体の健全な発展が損なわれるべきではないとの点では、日中双方の認識は一致しているものと考ええる。本年7月以来の尖閣諸島を巡る一連の事態については、日中両国政府はかかる共通認識に立って冷静に対処してきたものと考ええる。今回のような事態の再発により、日中関係が影響を受けることは望ましくなく、そうした観点から努力している」と表明した。これに対し、江国家主席は「一部の人達の挑発が両国の関係を悪化させていることを憂慮している。この問題は直ちには解決しないと考えているが、双方の努力が必要であり、政治家も指導者も高い視点と長期的な視野に立って問題の解決に当たるべきだと考えている。日本が行っている一連の努力には留意をしているし、今後とも努力を継続して欲しい」と返答した。

また、歴史認識問題について、橋本首相は「昨年8月の内閣総理大臣談話では、我が国が過去の一時期に植民地支配と侵略により、多くの国々に損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受け止め、痛切な反省の意を表し、心からお詫びの気持ちを表明した。これは自分も参画した閣議での閣議決定であり、日本政府としての立場の表明である」と強調した。これに対し、江国家主席は「本年夏以降、日中間には一連の問題が生じたが、こうした問題には十分に注意を払う必要があり、適時、適切に対処する必要がある」と返答した⁶⁴⁾。かくして、釣魚島「棚上げ合意」は首脳会談で再確認された。

3、日本政府、中日間の約束を実行

この首脳会談により、中日関係の立て直しに向け第一歩を踏み出すことに成功した。中国の日本に対する批判は、それを境に潮が引くように影を

潜め始めた。11月29日、橋本首相は所信表明演説で、「日中両国民が明年の国交正常化25周年を心から祝福できるよう力を尽くす」⁶⁵⁾と表明した。12月5日、池田外相は衆議院外務委員会で、「大切な日中関係全体にこの尖閣諸島をめぐる問題が非常に否定的な、マイナスの影響を与えることがあってはならない」と強調し、「今後も注意深く冷静に対処していく」と表明した⁶⁶⁾。翌97年2月7日、衆議院予算委員会では、「中国あるいは台湾も、我が国とは異なる立場、独自の立場を主張している」と指摘した上で、「尖閣諸島をめぐる問題がそれぞれの国民の間の感情を非常に刺激し、エスカレートしていった全体の両国関係をおかしくするようなことがあっては、どちらにとっても好ましいことではない」と力説し、「尖閣諸島をめぐる問題については冷静に対処していく、こういうことでこれまでやってきた次第である」⁶⁷⁾と説明した。3月6日、橋本首相は参議院予算委員会で、「尖閣諸島をめぐる議論あるいは事態というのが、日中関係の健全な発展が損なわれるようなことはあってはならない。これから先もこうした考え方から冷静に対応していく」⁶⁸⁾と答弁し、「棚上げ合意」を順守する方針を改めて表明した。

2月25日、日本政府は中日間の合意に基づき、灯台設置の再発防止策として、関係する「航路標識法」の改正に踏み切った。現行法では無許可で灯台を設置しても、政府は航行に支障がない限り改善命令を出すだけに留まり、強制的に撤去できないとしている。梶山官房長官が法制上、見逃せない不備があるとして、直ちに作業に着手するよう海上保安庁に強く指示した⁶⁹⁾。そして、3月29日、北京で開かれた中日外相会談で、両国は、「尖閣諸島をめぐる領土問題の協議を事実上棚上げし」、漁業交渉を加速し可能な限り早期に新協定の締結を目指すことで一致した⁷⁰⁾。31日付の『産経新聞』も「池田外相訪中 領土棚上げ」という見出しで、池田外相の訪中を報道した。

4月28日、古川貞二郎官房副長官は、前日の沖縄県石垣市議員と『産経新聞』記者の2人が、釣魚島に一時上陸したことに対し、「説明を無視したことは遺憾だ」⁷¹⁾と表明した。5月6日、橋本首相は西村真悟衆議員ら4人が、海上保安庁の制

止を振り切り釣魚島に上陸したことに關して、「一切無視して行動する権利が国会議員といえどもあるのか」と強く批判した上で、「(再発防止を求める) 中国の主張は当然だろう」と明言した。梶山官房長官は、「重要な日中関係全体を損なうようなことがないよう」と呼びかけた上で、「上陸は軽犯罪法違反にあたる」との見解を示した。池田外相は、「尖閣諸島に關し、わが国と立場の違う主張をしている国があるが、全体的な友好関係を損なってはならない。(にもかかわらず) そうした行動が行われるのは残念だ」と強調した⁷²⁾。同日、米國務省のデインガー報道部長は、この事件について、「挑発的な行為だ」とした上で、米國は同諸島の「領有権問題をめぐる緊張を高めるような行動は支持しない」と批判した⁷³⁾。翌7日付の『朝日新聞』は、「独り善がりには国益を損なう」と題する社説で、西村らの行動は「迷惑というしかない」と断罪した。

9月4日、中日国交正常化25周年を記念し、橋本首相は中國を訪問した。それに先立つ3日、中日兩國政府による「国連海洋法条約」に基づく新たな新漁業協定に關する交渉は、北京で事実合意に達した。兩國の境界は確定せず、東中国海の一部に暫定的な共同管理水域を設定し、「最終的には尖閣諸島を棚上げして合意した」⁷⁴⁾のである。5日、日本政府は巡視艇を出動させて再び上陸しようとした西村らに對し警告を發し、彼らの渡航を断念させた⁷⁵⁾。6日、中國政府首脳陣との会談を踏まえ、橋本首相は記者会見の中で釣魚島問題に關し、「この件について、日中双方の立場は確かに異なっていますが、こうした立場の違いによってアジア太平洋地域更には世界全体にとり極めて重要な日中関係全体の正常な發展が損なわれるべきではない、という点については、私は日中双方の認識は一致していると思います」⁷⁶⁾と総括した。

同日、一連の政治日程を終え、「日中間の歴史を直視したい」と希望する橋本首相は、戦後日本の首相としては初めて東北部(旧満州)の瀋陽市を訪れ、1931年の「柳条湖事件」の跡に記念するために建てられた「9・18記念館」を視察し、「以和為貴」と揮毫した⁷⁷⁾。かくして、灯台事件

等を発端に冷却化していた中日関係の修復に成功した。

その後の11月3日、日本政府は断固たる措置を取り、消灯、更に傾斜した北小島灯台の再建を施行しようとした「日本青年社」の行動を阻止した。海上保安本部、法に基づき新灯台建設用の機材を積み込んだ船を拘束し、「日本政府の全体の考えである」と告げた⁷⁸⁾。

4、「中日新漁業協定」の調印

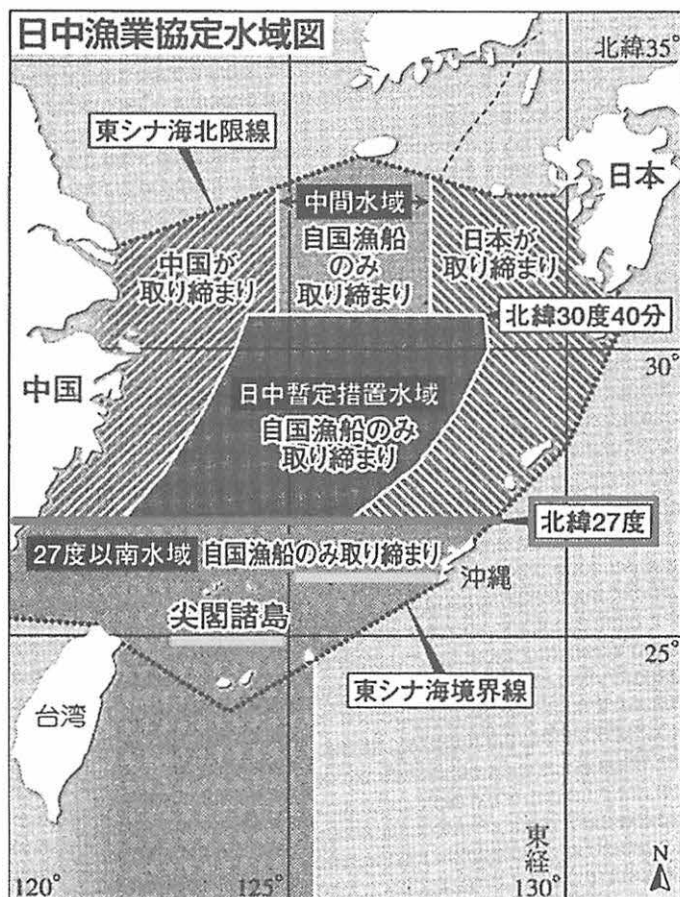
11月11日から16日まで、橋本首相訪中への答礼として、李鵬総理は公賓として日本を訪問した。11日、中日兩國は「中日新漁業協定」に調印した。新協定は、①釣魚島の領有権問題が絡む200海里の排他的經濟水域の境界画定は事実上棚上げする、②兩國の水域が重なる東中国海の一部海域は境界画定交渉を継続し、それまでは「暫定措置水域」を設ける、③沿岸國が違反操業を取り締まる「沿岸國主義」を導入する一等が主な柱である⁷⁹⁾。同日、徐敦信大使と小淵恵三外相はそれぞれ兩國政府を代表し、相手に對し書簡を發した。その中で、兩國は同協定第6条(b)が定めた水域(北緯27度以南、東經135度30分以西)において、相手國の國民に對し、「漁業に關する自國の關係法令を適用しないとの意向を有している」⁸⁰⁾と確約した(図2を参照)。

結びに代えて

1996年5月と6月、中日兩國はそれぞれ「国連海洋法条約」を批准したことにより、東アジア海域は新秩序へと移行した。こうした敏感な時期に「日本青年社」は、「政府に代わって実効支配する」と称し、北小島に灯台を設置した。この事件を發火点として、釣魚島問題は再燃し、中華圏からの対日抗議の渦が沸き上がった。

灯台事件等により、中日関係が激しく揺れる中で、危機感を強めた日本政府は、「尖閣問題により日中関係全体が損なわれるようなことはあってはならない」という基本認識に基づき、中日関係の更なる悪化を深く懸念して、事態打開の着地点を探り続けた。9月下旬以後、日本政府は問題の

図2、「中日新漁業協定」水域図



出典：『中日新聞』2010年11月2日より。

解決と再発防止のため、一連の有効な措置を講じた。他方、かつての当事国である米国は、釣魚島領有権問題に関する中立の立場を貫くことを強調した。結局、中日両国は9月の外相会談を経て、11月に開かれた首脳会談で「棚上げ合意」を再確認し、今後とも大局の見地に立ち釣魚島問題を冷静に対処することで一致した。翌97年、国交正常化25周年を迎え、両国首脳の相互訪問が実現した。その上で、11月には、両国間の懸案である「中日新漁業協定」が締結された。

中日両国は、釣魚島問題に対する基本認識が異なるが、この問題で中日関係をいわずらに悪化させないよう、共に慎重な配慮を重ねてきた。あれから20年の歳月が経とうとしている。釣魚島をめぐる情勢は激変し、昨今の中日関係改善の棘とし

て突き刺さっている。そこで、先人の知恵を蘇らせるべき時である。一言で尽くせば、東洋的知恵である「棚上げ合意」こそ、現在の釣魚島問題を解決するための唯一の道である。

注

- 1) 釣魚島が日本領に編入された経緯について、井上清『「尖閣」列島：釣魚諸島の史的解明』（現代評論社 1972年。1996年に第三書館より再刊、2012年に第三書館より再々刊）、村田忠禧『尖閣列島・釣魚島問題をどう見るか』（日本僑報社 2004年）、『日中領土問題の起源』（花伝社 2103年）、『資料徹底検証 尖閣領有』（花伝社 2015年）を参照されたい。
- 2) 中日間の「棚上げ合意」については、拙稿「検証・釣魚島領有権問題に関する中日間の『棚上げ合意』」（人民网日語版 2013年1月15日、<http://j.people.com.cn/94474/8093440.html>）、「釣魚島（尖閣諸島）領有

- 権問題に関する中日間の「棚上げ合意」の史的経緯—日本側の史資料を中心に—」（『龍谷大学社会科学研究年報』NO.43, 2013年5月）、「釣魚島（尖閣諸島）「棚上げ合意」再確認された経緯を解明する」（『ダイヤモンド Online』2013年10月23日、<http://diamond.jp/articles/-/43375>）、「釣魚島（尖閣諸島）領有権問題に関する日本政府の主張を検証する—日本側の史資料を中心に—」（『龍谷大学社会科学研究年報』NO.44, 2014年5月）、「釣魚島（尖閣諸島）「棚上げ合意」に関する史的考察 松島泰勝編『島嶼経済とコモンズ』（晃洋書房 2015年3月）を参照されたい。
- 3) 「海洋法に関する国際連合条約」データベース「世界と日本」：
(<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/mt/19821210.T1J.html>)。
 - 4) 「200カイリ全面設定 閣議了解 避けられぬあつれき 棚上げでかすむ領土」『産経新聞』1996年2月21日。
 - 5) 「「海洋法」批准案を決定—政府」『毎日新聞』1996年3月26夕刊。
 - 6) 「国連海洋法条約承認案など可決—衆院」、「海洋法条約の批准承認案を可決—参院本会議」『毎日新聞』1996年5月29日と6月8日。
 - 7) 「日本、あす海洋法条約発効 アジア海域新秩序の前途は多難」『読売新聞』1996年7月19日。
 - 8) 「全国人民代表大会常務委員会関与批准「联合国海洋法公約」的決定」（1996年5月15日）『人民日報』1996年5月16日。
 - 9) 「日本の右翼7人が上陸、尖閣列島に灯台を建設—政府、中国・台湾の反発を懸念」『毎日新聞』1996年7月17日。
 - 10) 「日本青年」HP:
(<http://www.seinensya.org/undo/ryodo/senkakushoto/030616ayumi.htm>)。
 - 11) 「尖閣諸島、国連平和協力法案についての斉懷遠外交部副部長の橋本恕中国大使に対する談話」外務省中国課監修『日中関係基本資料集 1970年—1992年』霞山会 1993年11月 431頁。
 - 12) 石原慎太郎『国家なる幻影 わが政治への反回想』文藝春秋 1999年3月 367頁。
 - 13) 渡辺喜太郎「尖閣諸島“秘話” 灯台建設に鉄骨8本手配」『産経新聞』電子版 2012年11月14日配信。
 - 14) 殿岡昭郎『尖閣諸島 灯台物語』高木書房 2010年5月 128頁。
 - 15) 「日本の政治結社が尖閣諸島に新「灯台」香港紙報道」『朝日新聞』1996年9月10日夕刊。
 - 16) 「那覇市の政治団体、尖閣諸島に日の丸を設置」『毎日新聞』1996年8月22日。
 - 17) 「外交部發言人答記者問、釣魚島自古以来就是中国領土」『人民日報』1996年7月19日。
 - 18) 「日在釣魚台設灯塔我嚴重関切、駐日代表莊錦耀赴日本交流協會表達立場」、「日在釣魚台設灯塔、兩岸強烈抗議、我駐日代表發表聲明、指日人侵權行為不當」『聯合報』1996年7月18日と19日。
 - 19) 「中国首相、政治家の歴史認識に懸念表明—竹下登・元首相と会談」『毎日新聞』1996年9月4日。
 - 20) 「尖閣諸島問題で、江沢民主席に陳情書—中国対日賠償請求協会」『毎日新聞』1996年9月2日夕刊。
 - 21) 「「尖閣諸島領有問題、中国は軍事力行使を」—香港民主派が要請」『毎日新聞』1996年9月8日。
 - 22) 「中国民間保釣聯合会」HP:(<http://www.cfdd.org.cn/html/6/n-6.html>)。
 - 23) 「尖閣諸島灯台設置報道 中国が「憤慨」」『朝日新聞』1996年9月11日。
 - 24) 「尖閣諸島問題が再燃—中国、対日不信根深く、ナショナリズム高揚背景に」『日本経済新聞』1996年9月12日。
 - 25) 「尖閣諸島問題で中国大使抗議 林貞行・外務次官に」『朝日新聞』1996年9月12日。
 - 26) 「中国、日本の具体措置を改めて要請—尖閣諸島問題」『毎日新聞』1996年9月13日。
 - 27) 「「尖閣問題は静観」 具体的措置、取らず—梶山静六官房長官」『毎日新聞』1996年9月14日。
 - 28) 「日本の経済団体との会談を拒否—中国の李鵬首相」『毎日新聞』1996年9月20日。
 - 29) 「香港抗議船 尖閣海域に到着」『産経新聞』1996年9月26日、「尖閣諸島 香港の抗議船リーダー死亡 飛び込み、3人は救助」『読売新聞』1996年9月27日。
 - 30) 「尖閣抗議 死亡したリーダー香港で追悼集会 中国政府も事態重視」『産経新聞』1996年9月30日。
 - 31) 「水死の活動家に香港で追悼集会—尖閣諸島問題」『毎日新聞』1996年9月30日。
 - 32) 「李鵬総理在慶祝中華人民共和國成立47周年招待会上的講話」『人民日報』1996年10月1日。
 - 33) 「中国・台湾の活動家ら尖閣諸島に上陸」『朝日新聞』1996年10月7日。
 - 34) 「尖閣諸島問題で、改めて日本を非難—中国」『毎日新聞』1996年10月9日。
 - 35) 「新華社香港分社に日本の右翼団体？脅迫状 尖閣諸島領有権問題」『朝日新聞』1996年10月9日。
 - 36) 「香港の尖閣抗議団体が日本総領事館に乱入」『読売新聞』1996年10月10日。
 - 37) 「尖閣問題、米「平和解決を」」『日本経済新聞』1996年9月11日夕刊。
 - 38) 「米、尖閣問題で自制促す」『産経新聞』1996年9月25日。
 - 39) 「尖閣諸島問題 特定支持せず 米國務長官」『産経新聞』1996年9月26日夕刊。
 - 40) CRS “Senkaku (Diaoyu) Islands Dispute: The U.S. Legal Relationship and Obligations” (September 30, 1996). pp.1-4.
(<https://file.wikileaks.org/file/crs/96-798.pdf>).
 - 41) 「「尖閣諸島問題、話し合いで解決を」—バーンズ米國務省報道官」『毎日新聞』1996年10月18日夕刊。
 - 42) 「池田外相表明、尖閣諸島問題、対話通じ鎮静化」『日本経済新聞』1996年9月21日夕刊。

- 43) 「『尖閣諸島』領有権、絡まる思惑 日本・中国・香港・台湾」『朝日新聞』1996年10月3日
- 44) 「日中外相会談要旨」、「中国外相、尖閣・靖国問題で懸念 池田外相、灯台認めぬ意向」『産経新聞』、『朝日新聞』1996年9月25日夕刊。
- 45) 「日中外相会談 尖閣問題また先送り 事態深刻化懸念 対中配慮にじむ」『産経新聞』1996年9月25日夕刊。
- 46) 「尖閣問題に言及『我が国の領土』主張 自民の総選挙向け公約」『朝日新聞』1996年10月1日。
- 47) 「外交に影響懸念 橋本首相が表明 尖閣諸島の香港男性死亡事故で」『読売新聞』1996年9月27日。
- 48) 「来月に予定の靖国参拝、取りやめ—橋本首相、中国政府に伝達」『毎日新聞』1996年9月28日。
- 49) 「首相 尖閣で党公約と食い違い『極端な方法採らない』」『産経新聞』1996年10月1日夕刊。
- 50) 「尖閣に灯台設置の日本青年社を捜査 銃刀法違反の容疑 兵庫県警」『産経新聞』1996年10月3日夕刊。
- 51) 「尖閣灯台 許可棚上げを決定 政府『事態の沈静化』狙う」『産経新聞』1996年10月4日。
- 52) 「尖閣問題の沈静化を中国等に要請へ 政府」『朝日新聞』1996年10月8日。
- 53) 「引退代議士に聞く（中）二階堂進氏—自民党は主張明確に」『日本経済新聞』1996年10月11日。
- 54) 「尖閣問題で中国へ特使 竹下氏ら派遣念頭に 梶山官房長官」『読売新聞』1996年10月13日。
- 55) 中国外相「尖閣」論争、棚上げを一書面で回答、資源の共同開発を訴え、「『尖閣、共同開発を』中国外相、領有権問題棚上げ」『毎日新聞』、『読売新聞』1996年10月13日。
- 56) 「尖閣問題、日本側の本音は『凍結』沈静化狙う 日中次官級協議」『朝日新聞』1996年10月30日。
- 57) 「『尖閣灯台撤去を』、中国外務次官、首相と会談」『日本経済新聞』1996年10月30日夕刊。
- 58) 「日中間改善、橋本首相が重視の姿勢を打ち出す」『読売新聞』1996年11月9日。
- 59) 「池田行彦・外相 対中国、対米と並び大切（新聞僚に聞く：3）」『朝日新聞』1996年11月13日。
- 60) 「日中重視の橋本首相発言、江沢民主席が評価 二階堂氏と会談」『朝日新聞』1996年11月16日、「情報不足埋める『国民外交』」『朝日新聞』1997年9月25日。
- 61) 外務省中国課「APECの際の日中外相会談（概要）」（1996年11月24日）外務省 HP：
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/96/kaidan/kaidan3.html>)。
- 62) 「尖閣諸島問題の『実質棚上げ』、中国側は評価 日中外相会談」『朝日新聞』1996年11月24日。
- 63) 「日中が良好軌道へ第一歩 両首脳が相互訪問めざす」『読売新聞』1996年11月25日。
- 64) 外務省中国課「APECの際の日中首脳会談」（1996年11月24日）外務省 HP：
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/96/kaidan/kaidan6.html>)。
- 65) 「第139回国会における橋本内閣総理大臣所信表明演説」（1996年11月29日）首相官邸 HP：
(<http://www.kantei.go.jp/jp/hasimotosouri/speech/1996/shoshin-1129.html>)。
- 66) 「第139回国会衆議院外務委員会議録 第1号」（1996年12月5日）5頁。
- 67) 「第140回国会衆議院予算委員会議録 第5号」（1997年2月7日）30頁。
- 68) 「第140回国会参議院予算委員会議録 第4号」（1997年3月6日）9頁。
- 69) 「政府、航路標識法を改正へ、不許可灯台撤去可能に一尖閣問題で中国に配慮」『日本経済新聞』1997年2月25日夕刊。
- 70) 「首脳の相互訪問推進 早期に新漁業協定も 日中外相会談で一致」『読売新聞』1997年3月30日。
- 71) 「沖縄・石垣市議らの尖閣上陸『遺憾』古川官房副長官が記者会見」『読売新聞』1997年4月28日夕刊。
- 72) 「新進・西村議員ら魚釣島に上陸 首相不快感表明」、「尖閣上陸は軽犯罪法違反」『日本経済新聞』1997年5月6日夕刊と5月7日夕刊、「中国の主張は当然 橋本首相」『毎日新聞』1997年5月7日、「西村衆議員尖閣諸島視察 政府の『遺憾』に相次ぐ批判の声」『産経新聞』1997年5月7日。
- 73) 「米国は批判—新進党の西村真悟・衆院議員らの尖閣諸島上陸」『毎日新聞』1997年5月7日夕刊。
- 74) 「日中漁業交渉 新協定締結で合意 尖閣問題棚上げ 暫定措置水域を設置」『産経新聞』1997年9月4日、「社説 日中漁業交渉合意の重み」『日本経済新聞』1997年9月7日。
- 75) 「尖閣諸島上陸、警告を受け断念—新進党の西村真悟議員ら」『毎日新聞』中部版 1997年9月5日夕刊。
- 76) 「橋本総理内外記者会見記録」（1997年9月6日）外務省中国課監修『日中関係基本資料集 1949年—1997年』霞山会 1998年10月 866頁。
- 77) 「『日中間の歴史』、改めて—柳条湖事件の地、橋本首相が訪問」『毎日新聞』1997年9月7日。
- 78) 前掲書『尖閣諸島 灯台物語』206-207頁。
- 79) 「日中、新漁業協定に署名」『日本経済新聞』1997年11月12日。
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H12-343.pdf>, 357-358頁)。
- 80) 「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第6条（b）の水域に関する書簡」（1997年11月11日）外務省 HP：
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H12-343.pdf>, 357-358頁)。